

八王子市ケアプランデータ連携システム導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本要綱は、八王子市(以下「市」という。)内の居宅介護支援事業所等において、公益社団法人国民健康保険中央会が構築したケアプランデータ連携システムの活用を見据えた ICT 環境整備を促進し、介護現場の業務負担軽減及び生産性向上を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、介護保険法及び関係法令の例による。

(交付対象事業者)

第3条 補助金の対象となる者は、市内において介護保険法に基づくサービスを提供する事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居宅介護支援事業所及びケアプランデータ連携標準仕様に基づく情報連携を行う居宅サービス事業所。
- (2) ケアプランデータ連携システムの導入を予定していること。
- (3) 八王子市暴力団排除条例(平成 23 年条例 23 号)第2条第1項第2号又は第3号に該当する者でないこと
- (4) 法令違反により行政処分を受けていない者
- (5) 令和8年3月31日時点で必要な事業年度分の市税の申告がなされており、かつ市税の滞納がないこと。

(交付対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) ケアプランデータ連携システム専用として使用するパソコン等機器の購入経費
- (2) 当該機器の設置に必要な付帯機器(Wi-Fi ルーター等)

2 次に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) ソフトウェアの月額利用料及びライセンス更新費
- (2) 振込手数料その他間接経費
- (3) 国、他の自治体又は市が実施するその他の補助を受けているもの

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助率は補助対象経費の10分の10とし、1事業所 10 万円を上限に予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助金の交付は、1事業所1回限りとする。

(補助要件)

第6条 補助対象事業者は、導入した機器を用いてケアプランデータ連携システムを導入し、かつ利用すること。

2 取得した財産を補助目的以外に使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

(対象期間)

第7条 補助対象経費は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 12 月 27 日までの間に交付決定を受けた後に契約及び支出が行われたものとする。

2 補助金の交付申請は、前項の期間内に行わなければならない。

3 予算の範囲を超えた場合は、期間内であっても受付を終了することができる。

(交付申請)

第8条 交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、第1号様式及び第2号様式に関係書類を添えて、別に指定する期日までに八王子市長(以下「市長」という。)に提出しなければならない。

(交付決定等)

第9条 市長は、前条に基づく申請があったときは、第1号様式及び第2号様式、関係書類の審査等を行い、補助金を交付することが適当と認めたときは第3号様式により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象事業者は、事業完了後、令和 9 年 1 月 31 日までに、第6号様式及びその他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の報告に基づき、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書(第7号様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、第11条の規定による補助金交付額確定通知書を受けたときは、所定の期日までに請求書(第8号様式)により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 補助対象事業者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、市長は交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。この場合においては、補助金交付決定取消及び返還通知書(第9号様式)により、申請者に通知するものとする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第14条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税仕入控除税額報告書(第10号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項が生じた場合は、高齢者いきいき課長が別に定めるものとする。

(施行期日)

附則 この要綱は、令和 8 年4月1日から施行する。